

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年岩手県規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 政令第7条第2項第4号及び第5号の建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認める建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項第3号及び第4号に掲げる建築物及びこれらに準ずるものとして知事が認める建築物とする。</p> <p>（エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の取りやめの届出）</p> <p>第15条 法第36条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第34条第1項に規定する<u>エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等</u>（以下「<u>エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等</u>」という。）を取りやめたときは、<u>エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等取りやめ届書</u>（様式第10号）を局長に提出しなければならない。</p> <p>（エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況の報告）</p> <p>第16条 法第37条の規定に基づく報告は、<u>エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等状況報告書</u>（様式第11号）により行わなければならない。</p> <p>（エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の完了の報告）</p> <p>第17条 認定建築主は、<u>エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したときは、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等完了届書</u>（様式第12号）を局長に提出しなければならない。</p> <p>様式第10号（第15条関係）</p> <p><u>エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等取りやめ届書</u></p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け岩手県指令 第 号で認定の通知があった建築物エネルギー消費性能向上計画に係る<u>エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等</u>を取りやめたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 政令第6条第2項第4号及び第5号の建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認める建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項第3号及び第4号に掲げる建築物及びこれらに準ずるものとして知事が認める建築物とする。</p> <p>（<u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の取りやめの届出</u>）</p> <p>第15条 法第36条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第34条第1項に規定する<u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等</u>（以下「<u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等</u>」という。）を取りやめたときは、<u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等取りやめ届書</u>（様式第10号）を局長に提出しなければならない。</p> <p>（<u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況の報告</u>）</p> <p>第16条 法第37条の規定に基づく報告は、<u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等状況報告書</u>（様式第11号）により行わなければならない。</p> <p>（<u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の完了の報告</u>）</p> <p>第17条 認定建築主は、<u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したときは、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等完了届書</u>（様式第12号）を局長に提出しなければならない。</p> <p>様式第10号（第15条関係）</p> <p><u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等取りやめ届書</u></p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け岩手県指令 第 号で認定の通知があった建築物エネルギー消費性能向上計画に係る<u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等</u>を取りやめたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法</p>

細則第15条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を添えて、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第11号（第16条関係）

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等状況報告書

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定に基づき報告の求めのあったエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第16条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

3 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況

[略]

様式第12号（第17条関係）

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等完了届書

[略]

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了しましたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

備考 建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が行われた旨を建築士等が確認した書類を添付してください。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

律施行細則第15条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を添えて、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第11号（第16条関係）

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等状況報告書

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定に基づき報告の求めのあったエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第16条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

3 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況

[略]

様式第12号（第17条関係）

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等完了届書

[略]

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了しましたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

備考 建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が行われた旨を建築士等が確認した書類を添付してください。

[略]